



災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

岐阜県（以下「甲」という。）、岐阜県警察（以下「乙」という。）及び一般社団法人岐阜県警備業協会（以下「丙」という。）は、甲と丙の間で締結した災害時における交通誘導業務等に関する協定（以下「基本協定」という。）の実施の細目に関し、次のとおり協定する。

（要請及び要請に基づく調整）

- 第1条 甲は、基本協定第2条に定める協力要請の必要性を認めた場合は、乙を通じて丙に対し、具体的な業務の内容、日時、場所及び必要な警備員数を特定し（この場合の業務を「当該業務」という。以下同じ。）、文書、口頭その他の方法により、要請するものとする。
- 2 丙は、乙を通じて甲から要請を受けた場合は、速やかに加盟事業者等との間で、当該業務の受注について調整を行うものとする。
- 3 丙は、当該業務を受注することが可能な加盟事業者等と前項の調整を行った結果を、乙を通じて速やかに甲に通知するものとする。

（加盟事業者の協力確保）


第2条 丙は、あらかじめ加盟事業者に対し、対象災害発生時に当該業務の優先供給が円滑に行われるよう、理解を得ておくものとする。



（契約等）

- 第3条 丙の調整により、当該業務を受託することとなった加盟事業者又は共同事業体（以下「受託警備業者等」という。）は、甲との間で契約を締結するまでに、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）で定める契約の概要を記載した書面を甲に交付しなければならない。
- 2 受託警備業者等は、甲と当該業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、法に定める当該契約の内容を明らかにする書面を甲に交付しなければならない。
- 3 受託警備業者等は、前2項で規定する書面の交付に代えて、甲の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）に定める方法により提供することができる。この場合において、受託警備業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（業務の実施）

- 第4条 受託警備業者等は、契約に基づき真摯に当該業務を実施するものとする。
- 2 受託警備業者等は、当該業務の実施に当たっては、甲、乙、丙並びにその他関係自治体等との緊密な連携に努めるものとする。
- 

(業務の解除)

第5条 甲は、業務の必要がなくなったことを乙と協議の上決定し、丙に対し、文書、口頭、その他の方法により、業務の解除を連絡するものとする。

(費用の請求等)

第6条 受託警備業者等は、甲に対し、当該契約に基づく費用の支払いを請求するものとする。

2 基本協定第5条に定める「甲が役務の提供を受ける直前の適正価格」は、国土交通省から毎年度示される公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、その他被災地における特殊事情によって生じる経費等を計上した受託警備業者等の見積りによって算出するものとする。

(訓練の実施)

第7条 業務を円滑に行うため、甲、乙及び丙は協議の上、訓練を実施するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、関係者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、基本協定が終了しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

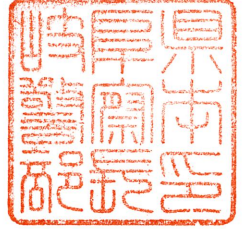
- 1 この協定は、令和8年2月12日から効力を有する。
- 2 平成9年2月24日に締結した災害時における交通誘導業務等に関する細目協定は、廃止する。

令和8年2月12日

甲 岐阜県 危機管理部長
海蔵 敏晃



乙 岐阜県警察
岐阜県警察本部長 三田 豪士



丙 一般社団法人岐阜県警備業協会
会長 幾田 弘文

